

## 南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この告示は、身近な商店の減少、少子高齢化により、日常生活に必要な食料品等(以下「食料品」という。)の買い物が困難な地域の問題を解消することにより、町民の生活水準の向上を図ることを目的として、事業改善を進める事業者に対し、事業者等の負担を軽減し、その事業継続を支援するため、予算の範囲内で、南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するために南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動販売 あらかじめ巡回する経路及び時間を設定し、移動しながら販売することをいう。
- (2) 移動販売車 移動販売事業に供する車両をいう。
- (3) 国・県補助金 国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」、「中小企業省力化投資補助事業」、「中小企業生産性革命推進事業」、「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」（以下「脱フロン・脱炭素化推進事業」という。）で実施する補助金又は三重県が令和5年度以降の予算で実施する「三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金」（以下「生産性向上・業態転換支援補助金」という。）をいう。
- (4) 上乗せ補助 補助対象者に補助対象経費と国・県補助金の確定額の差額に対して補助を行うことをいう。
- (5) 横出し補助 国・県補助金の補助対象外経費部分について、補助対象を拡大して補助を行うことをいう。

### （補助対象者）

第3条 補助金の対象者は別表第1のとおりとし、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 町内に本店又は支店を有する事業者（全店舗における従業員が常時50人未満）であること。
- (2) 業種・業態は、別表第2に該当するもの又は業種・業態転換後に別表第2に該当する

と見込まれる者とし、販売する品目は食料品、日用品、鮮魚及び野菜等の日常生活に必要な生活物資であること。

(3) 3年以上継続して事業を行うこと。

(4) 町税等の滞納が無いこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず補助対象経費が国・県補助金以外の国、県その他の補助事業の補助対象となっている場合は、補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1の各上限額の合計額以内の額とし、1,500万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金交付申請書(様式第1号)と次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 国・県補助金の交付申請書の写し

(2) 国・県補助金の交付決定通知の写し

(3) 収支(変更)予算書(様式第2号)

(4) 法人の登記事項証明書(個人事業者にあつては住民票。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)の写し

(5) 徴税の滞納のない証明書(提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)の写し

(6) 誓約書及び同意書(様式第3号)

(7) 日本標準産業分類に基づく業種を証する書面(様式第4号)

(8) その他町長が特に必要と認める書類

2 別表第1のうち「移動販売事業」による補助を受けようとする場合は、前項各号に掲げる書類に加えて、移動販売車の購入及び改造の見積書の写しを添付しなければならない。

3 同一事業者による申請は、それぞれの交付決定額の累計額が前条第3項で定める上限額に満たない限り、3回まで出来るものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の受理後、その内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業の内容を変更しようとするときは、その理由及び内容を記載した南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金変更承認申請書(様式第6号)と次に掲げる関係書類を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 収支(変更)予算書(様式第2号)

(2) 別表第1のうち「国・県補助金の上乗せ補助」にかかる変更の場合は国・県補助金の変更交付申請書の写し及び国・県補助金の変更交付決定通知の写し

(3) 別表第1のうち「国・県補助金の横出し補助」にかかる変更の場合は変更に伴う見積書

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請について承認したときは、南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第9条 交付決定者は、当該事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由及び経過を記載した書類を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該事業完了後、速やかに南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金実績報告書(様式第8号)と次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 国・県補助金の確定通知書の写し

(2) 国・県補助金の実績報告書の写し

(3) 収支決算書(様式第9号)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 別表1のうち「移動販売事業」の補助を受けた場合は、前項各号に掲げる書類に加えて、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 移動販売車の購入、改造の明細書及び領収書の写し

(2) 完成した移動販売車の写真

(交付確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書の受理後、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地

確認検査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金交付請求書(様式第11号)により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(書類の整備)

第13条 交付決定者は、補助金の交付に関する書類等を整備し、補助金交付日の属する会計年度の翌年から5年間保管し、関係書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(事業継続の確認)

第14条 交付決定者は、補助金交付日の属する会計年度の翌年度から3年間、毎年度3月31日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業継続確認書(様式第12号)

(2) 販売実績がわかる書類(決算書及び事業実施写真等)

(3) その他町長が必要と認める書類

(決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されている者が、次の各号に該当するときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他の不正な申請があったとき。

(2) 第3条の規定に違反したとき。

3 返還を命ずる返還金の額は、次のとおりとする。

(1)補助金の全額を返還

(ア) 前項第1号に該当

(イ) 前項第2号に該当のうち補助金交付1年未満(交付期間中を含む。)のもの

(2)補助金の3分の2を返還

(ア) 前項第2号に該当のうち補助金交付1年以上2年未満のもの(3) 補助金の3分の1を返還

(ア) 前項第2号に該当のうち補助金交付2年以上3年未満のもの  
(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条—第6条、第8条、第10条関係）

(1) 国・県補助金の上乗せ補助

事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上限額
中小企業等事業再構築促進事業	国の「中小企業等事業再構築促進事業」で実施する補助金（第12回公募以降の事業再構築補助金に限る）の採択を受けている事業者	「中小企業等事業再構築促進事業」で実施する補助金（第12回公募以降の事業再構築補助金に限る）と同じ（町による上乗せ補助）	3分の2以内	1,500万円
中小企業省力化投資補助事業	国の「中小企業省力化投資補助事業」（国が令和5年度補正予算以降の予算で実施するものに限る）で実施する補助金の採択を受けている事業者	国が令和5年度補正予算以降の予算で実施する「中小企業省力化投資補助事業」で実施する補助金と同じ（町による上乗せ補助）	3分の2以内	1,500万円
中小企業生産性革命推進事業	国の「中小企業生産性革命推進事業」（国が令和5年度補正予算以降の予算で実施するものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業継承・引き継ぎ補助金）の採択を受けている事業者	国が令和5年度補正予算以降の予算で実施する「中小企業生産性革命推進事業」で実施する補助金と同じ（町による上乗せ補助）	3分の2以内	1,500万円
脱フロン・脱炭素化推進事業	国の「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」（国が令和5年度補正予算以降の予算で実施するものに限る）で実施する補助金の採択を受けている事業者	国が令和5年度補正予算以降の予算で実施する「コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業」で実施する補助金と同じ（町による上乗せ補助）	3分の2以内	1,500万円
生産性向上・業	県が令和5年度以降に実施する「三重県エネルギー価格等高	県が令和5年度以降に実施する「三重県エネルギー価	3分の2以内	266万円

態転換 支援補 助金	騰対応（賃上げ型）生産性向 上・業態転換支援補助金」（第 2回公募以降に限る）の採択を 受けている事業者	格等高騰対応（賃上げ型） 生産性向上・業態転換支援 補助金」と同じ（町による 上乘せ補助）		
------------------	---	--	--	--

(2) 国・県補助金の横出し補助

事業の 種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助上 限額
移動販 売事業	国・県補助金の採択を受けてい る事業者	国・県補助金の補助対象外 部分のうち移動販売車の取 得にかかる購入費用及び改 造費用に要する経費（町に よる横出し補助）	5分の 4以内	500万 円

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象の業種・業態

業種・業態	備考
日本標準産業分類における小分類 (569) 「その他の各種商品小売業」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出資料において、日本標準産業分類における小分類「その他の各種商品小売業」又は「各種食料品小売業」の要件を満たすことを確認できること。</li> </ul>
日本標準産業分類における小分類 (581) 「各種食料品小売業」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出資料において、各種食料品を一括して 1 事業所で小売していることが確認できること。</li> </ul>



様式第1号(第6条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住所(所在地)

氏名(事業所名)

電話番号

南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金交付申請書

南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金の交付を受けたいので、南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額

2 事業の目的

3 添付書類

- (1) 国・県補助金の交付申請書の写し
- (2) 国・県補助金の交付決定通知の写し
- (3) 収支(変更)予算書(様式第2号)
- (4) 法人の登記事項証明書(個人事業者にあつては住民票。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)の写し
- (5) 徴税の滞納のない証明書(提出日前3か月以内に発行されたものに限る。)の写し
- (6) 誓約書及び同意書(様式第3号)
- (7) 日本標準産業分類に基づく業種を証する書面(様式第4号)
- (8) その他( )

様式第2号(第6条、第8条関係)

収支(変更)予算書

収入の部  
(単位:円)

区 分	予算額(今回) ①	予算額(前回) ②	比 較 ① - ②	備 考
国・県補助金				
自己資金				
町補助金				
計				

支出の部  
(単位:円)

区 分 (事業の種類)	予算額(今回) ①	予算額(前回) ②	比 較 ① - ②	備 考
国・県補助金の上乗せ補助				
「中小企業等 事業再構築促 進事業」分				
「中小企業省 力化投資補助 事業」分				
「中小企業生 産性革命推進 事業」分				
「脱フロン・脱 炭素化推進事 業」分				
「生産性向 上・業態転換支 援補助金」分				

国・県補助金の横出し補助				
移動販売事業				
計				

(注) 変更収支予算書については、変更に係わる部分を二段書きとし、変更前の金額を括弧書きで上段に記載すること。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住所(所在地)

氏名(事業所名)

電話番号

誓約書及び同意書

南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者に該当し申請内容に虚偽がないことを誓約します。

また、審査にあたって、町が町税等の申告納付状況等を調査することに同意します。

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住所(所在地)

氏名(事業所名)

電話番号

日本標準産業分類に基づく業種を証する書面

本申請における事業所の業種・業態については、日本標準産業分類における小分類「その他の各種商品小売業(従業者が常時 50 人未満のもの)」又は日本標準産業分類における小分類「各種食料品小売業」に該当又は業態転換後に該当する旨、令和 年 月 日に南伊勢町商工会において確認済みです。

また、日本標準産業分類に基づく業種を示す資料について下記のとおり提出します。

添付書類(該当するものにチェック)

- (1)店舗の様子を示す写真
- (2)確定申告書の業種欄の写し
- (3)厚生労働省が「食品衛生申請等システム」オープンデータで公開する食品等事業者の営業許可・届出情報
- (4)三重県がオープンデータ・カタログサイトにおいて公開する食品営業許可情報
- (5)その他業種が確認できる資料( )

様式第5号(第7条関係)

南伊勢町指令 第 号  
年 月 日

様

南伊勢町長



南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金交付決定通知書

年 月 日付、第 号で申請のあった南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金については、南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額

円

2 交付条件

本補助金の規定に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。

様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住所(所在地)

氏名(事業所名)

電話番号

南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金変更承認申請書

年 月 日付、南伊勢町指令 第 号で交付決定通知のあった南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業を下記のとおり変更したいので、南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定額 円

2 変更後の補助金申請額 円

3 変更理由

4 添付書類

- (1) 収支(変更)予算書(様式第 2 号)
- (2) 別表1のうち「国・県補助金の上乗せ補助」にかかる国・県補助金の変更交付申請書の写し及び国・県補助金の変更交付決定通知の写し
- (3) 別表1のうち「国・県補助金の横出し補助」にかかる変更の場合は変更に伴う見積書
- (4) その他( )

様式第7号(第8条関係)

南伊勢町指令 第 号  
年 月 日

様

南伊勢町長



南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付、第 号で変更承認申請のあった南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金については、南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金の交付決定額

円

2 交付条件

本補助金の規定に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。



様式第 8 号(第 10 条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住所(所在地)

氏名(事業所名)

電話番号

南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金実績報告書

年 月 日付、南伊勢町指令 第 号での(変更)交付決定通知に基づき、南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業を実施したので、南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 交付決定額 円

2 事業の目的

3 添付書類

- (1) 国・県補助金の確定通知書の写し
- (2) 国・県補助金の実績報告書の写し
- (3) 収支決算書(様式第 9 号)
- (4) 移動販売車の購入、改造の明細書及び領収書(別表 1 の「移動販売事業」の場合に限る)
- (5) 完成した移動販売車の写真(別表 1 の「移動販売事業」の場合に限る)
- (6) その他( )

様式第9号(第10条関係)

収支決算書

収入の部  
(単位：円)

区 分	予算額 ①	決算額 ②	比 較 ① - ②	備 考
国・県補助金				
自己資金				
町補助金				
計				

支出の部  
(単位：円)

区 分 (事業の種類)	予算額 ①	決算額 ②	比 較 ① - ②	備 考
国・県補助金の上乗せ補助				
「中小企業等 事業再構築促 進事業」分				
「中小企業省 力化投資補助 事業」分				
「中小企業生 産性革命推進 事業」分				
「脱フロン・脱 炭素化推進事 業」分				
「生産性向 上・業態転換支 援補助金」分				

国・県補助金の横出し補助				
移動販売事業				
計				

様式第 10 号(第 11 条関係)

南伊勢町指令 第 号  
年 月 日

様

南伊勢町長



南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金交付確定通知書

年 月 日付、第 号で実績報告のあった南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金については、南伊勢町買い物不便・困難者対策（事業再構築等促進支援）事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金の交付確定額

円

2 交付条件

本補助金の規定に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがあります。

様式第 11 号(第 12 条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住所(所在地)

氏名(事業所名)

印

電話番号

南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金交付請求書

次のとおり補助金の交付を請求します。

対象事業名	南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業			
交付確定額	金 円			
交付請求額	金 円			
振込先	金融機関名		支店名	
	種別	1. 普通	2. 当座	口座番号
	フリガナ 口座名義人			

様式第 12 号(第 14 条関係)

年 月 日

南伊勢町長 様

住所(所在地)

氏名(事業所名)

電話番号

南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業継続確認書

年度南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金の  
交付を受けたため、南伊勢町買い物不便・困難者対策(事業再構築等促進支援)事業補助金  
交付要綱第 14 条の規定により関係書類を添えて、事業継続していることを報告します。

記

1 交付額 円

2 確認対象期間 年 月 日 から 年 月 日

3 添付書類 (1) 販売実績がわかる書類(決算書及び事業実施写真等)  
(2) その他( )